



感染者の動向

感染者数／1日*	0人 (収束)
累計死者数	0人
死者数／100万人	0人

(*10月26日～11月1日の平均)出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	ほぼ正常化
実施主体	
ラオス政府	
具体的制限	
・4月1日から施行された外出禁止を含む首相令は5月4日に解除。以降、段階的に制限を緩和、現在は国内の社会経済活動は正常化。	
・11月1日～12月31日の期間中、出入国禁止措置（政府の入国許可を受けた者を除く）、国境閉鎖措置（陸上貨物輸送関係者、政府が許可した者を除く）等の措置は継続。	
日本人学校	
日本語補習校のみ（8月11日より新学期）	

ビエンチャン事務所長
岩上勝一

空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
・日本との直行便はなし。 ・現状は不定期運航のチャーター便(仁川経由、KL経由)を乗り継ぐ以外に方法はない。	

日本人に対する入国制限

日本人の入国 不可

外務省渡航情報
感染症危険情報 レベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)

制限措置概要
・観光ビザの発給は停止。ビジネスビザは、政府の許可を取得した者に対してのみ発給。
・ラオスへの入国者は、①政府の入国許可書(入国日・入国ルートの通告、指定隔離ホテルの予約確認書の提出が必要)およびビザの取得、②ラオス到着前の72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明の提示、③入国後14日間の強制隔離等が求められる。
・市中感染がない国からの入国者に対する規制緩和措置(入国後PCR検査での陰性判定者に対する自宅等での自主隔離許可、団体旅行客の受け入れ)が許可されたが、日本は対象外。
・日ラ双方の長期滞在者の往来を可能とするレジデンストラックの運用開始されたが、11月26日、市中感染がある国からの渡航者に対する

感染収束により、経済活動が徐々に再開

第一波の抑止に成功し、国内の社会経済活動は正常化したが、出入国管理規制により日本とのビジネス往来が困難な状態が続く。首都ビエンチャンでは、セブンイレブンやスター・バックスが21年以降の進出計画を発表、高所得層の取り込みを図る予定。



経済活動再開の状況

経済活動の状況
主要規制・制限
・政府は国内の会社・工場・事業所・店舗等に対し、政府ガイドラインに基づく感染防止策を講じた上で通常営業を許可。 ・11月1日より、エンターテイメント施設、カラオケ店の営業再開が許可され、ほぼ全業種の営業を許可。

再開基準（もしくは規制強化の基準）
・政府は、感染者が1都県において確認された場合、当該都県内で、2都県以上の場合は全国レベルで、首相令の基づく「強い措置」を再導入する方針。 ・緊急の用務があり、ラオス政府(COVID-19対策特別委員会)の入国許可を得た外交官、国際機関職員、専門家、投資家、ビジネスパーソン、技術者、労働者の入国が限定的に再開。

現地産業・企業の動き
・外国人旅行者の来訪が4月以降途絶える中、主要産業の一つである観光・旅行関連部門（旅行、航空、ホテル、飲食、その他サービス）は深刻な打撃。
・COVID-19による経済的打撃、対外債務支払いの増加、財政赤字の拡大、自国通貨安の進行等を背景に、9～10月には大手信用格付会社がラオスの長期債務の格付けを相次いで引き下げ。20年の実質GDP成長率について国際金融機関は厳しい見方(世銀-0.6～-2.4%、IMF0.0%、ADB-2.5%)。

定期便の再開、人の往来を加速化させるファストトラック制度の開始等により、中国企業の投資・ビジネス活動は堅調。ラオス初の高速道路(ビエンチャン-バンビエン間)が12月に開通、中国国境まで順次延伸予定。中国ラオス鉄道も21年12月の開通に向け工事が進展(進捗率90%超)。高圧送電網事業の事実上の買収、大型商業施設や大型総合病院等の建設が順調に進展、ラオス初の製油所も完成。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- 日系メーカーは通常操業。ジェトロビエンチャン事務所は、6月1日より、交替制から通常の勤務体制に復帰。ラオス政府および政府関係機関も全面的に再開。

サプライチェーン、物流への影響

- 国際陸上貨物輸送については、国境での検疫強化対策、出入国管理規制が継続しているが、トラックによる輸出入は正常化(人の往来は、陸上貨物輸送関係者、政府が許可した者を除き禁止)。
- 航空貨物を使った輸出入には影響あり。国際クーリエサービス(DHL等)便は限定的に運航(週1便程度)。

現在抱える課題、懸念

- 社会経済活動が正常化しつつある一方、日本へ一時退避した日本企業駐在員の再渡航（再入国）は、①再入国には政府からの事前認可が必要であること、②たとえ認可が取得できても空路・陸路を含めてラオスへのアクセス手段はチャーター便に限定されること、③入国後14日間の強制隔離措置など行動制限遵守義務などにより、依然としてハードルが高い(一部規制緩和措置が導入されたが日本は対象外)。
- 9月29日、国際チャーター便が48日ぶりに運航再開。以降、複数のチャーター便が運航され、長期滞在者の再入国が加速。他方、定期便の運航再開の予定はなく、入国後14日間の強制隔離措置等が継続している中において、出張・一時帰国等、短期的なビジネス往来再開の目途は立っていない。
- 11月26日、海外からの入国者14名の陽性判定確認を受け、政府は、12月31日まで、政府は、①市中感染がある国からの渡航者に対するビザ発給の停止、②市中感染がある国からのチャーター便の運航許可の停止、③市中感染がある国からのトランジット客の搭乗拒否を発表。ラオス政府は「市中感染がある国」の定義を公表していないが、日本からの渡航にも影響を及ぼすかどうか注視が必要。
- タイ等からの陸路による入国は、ラオス政府の入国許可を得た者に限り認められている（14日間の強制隔離等の規制措置を受ける）。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

支援概要

進出日系企業を対象に含む支援策はなし



ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- ラオスにおける新型コロナウィルス対応状況（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_la



・ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウィルス相談窓口
TEL : 03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日を除く)）

（海外）

ジェトロ・ビエンチャン事務所
LVI@jetro.go.jp